その他

参考資料

【参考資料1】	「秋田県小児・AYA 世代のがん患者等の妊	P.1~4
	よう性温存療法費用等助成事業」のご案内	
【参考資料2】	令和4年度がん患者等の妊よう性温存支援	P.5
	講習会概要	

Ⅲ. 助成対象となる費用

- 助成対象となる費用は、<u>妊よう性温存療法及び</u> 初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。
 - ※ 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等 の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存 費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- <u>令和3年4月1日以降に実施した妊よう性温存</u> 療法に要する費用が助成の対象となります。
- ※ 他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の 対象外です。

IV. 助成対象治療及び助成上限額 1回あたりの 対象となる治療 助成上限額 胚(受精卵)凍結に係る治療 35万円 未受精卵子凍結に係る治療 20万円 卵巣組織凍結に係る治療 50万円 (組織の再移植を含む) 精子凍結に係る治療 3万円 精巣内精子採取術による精子凍結 35万円 に係る治療

※ 助成回数は、対象者一人に対して<u>通算2回まで</u>です。 (異なる治療を受けた場合であっても通算2回までです。)

申請先

<持参の場合>

受付窓口:秋田県健康福祉部健康づくり推進課

がん・生活習慣病対策班(県庁2階)

受付時間:8時30分~17時15分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

<郵送の場合>

宛先:〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策班

- ※ 特定記録や簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。(郵送料は申請者がご負担ください。)
- ※ 申請に関することで連絡する場合がありますので、 必ず申請書に電話番号をご記入ください。

問合せ先

< 助成金の申請手続きに関する問合せ> 秋田県健康福祉部健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策班

がん・生活習慣病対策班 電話:018-860-1428(直通)

电码:010 000 1420(但)

時間:8時30分~17時15分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

<妊よう性温存療法に関する問合せ>

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター・がん相談支援センター

電話:018-884-6277(直通)

時間:8時30分~17時00分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

将来、子どもを産み育てることを望む がん等の患者さんとそのご家族へ

『秋田県小児・AYA世代のがん患者等の 妊よう性温存療法費用等助成事業』

(妊よう性温存療法分)のご案内

秋田県では、

将来子どもを出産することができる 可能性を温存するための妊よう性温存療法や 温存後生殖補助医療に要する 費用の一部を助成することにより、 将来に希望を持って治療に取り組んで いただけるよう支援しています。





I. 妊よう性温存療法について

妊よう性: 妊娠するための機能、妊娠する能力

- 抗がん剤や放射線治療に伴い妊よう性に影響が及ぶ前に、妊よう性温存療法(胚(受精卵)凍結、未受精卵子凍結、卵巣組織凍結、精子凍結)により、将来、妊娠する可能性を残すことができます。

Ⅱ. 助成の対象になる方

- 以下の要件を全て満たす方が対象になります。
- ① 申請時に秋田県内に住所を有している方
- ② 対象となる治療の凍結保存時に43歳未満の方 ※治療対象については、各指定医療機関へお問い合わせください。
- ③ 原疾患の治療内容が以下のいずれかの方
- a. 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療 ガイドライン」((一社)日本癌治療学会)の妊よう性低下リスク 分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
- b. 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん 疾患:乳がん(ホルモン療法)等
- c. 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患: 再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンコニ貧血 等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、 鎌状赤血球症、慢性活動性 EB ウイルス感染症等
- d. アルキル化剤が投与される非がん疾患:全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- ④ 妊よう性温存療法指定医療機関*1の生殖医療 を専門とする医師及び原疾患担当医師により、 妊よう性温存療法に伴う影響について評価を 行い、生命予後に与える影響が許容されると 認められる方*2
- ⑤ 妊よう性温存療法指定医療機関から、妊よう性温存療法を受けること及び国実施要綱*3に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受けた上で、本事業に参加することについて同意した方*4
- *1「秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業実施要綱」 に基づき場合を受けている医療機関
- *2 子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く
- *3 令和4年3月23日付け健発0323第4号厚生労働省健康局長通知別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」
- *4 対象者が未成年患者の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者または 未成年後見人による同意を得た方

V. 申請に必要な書類

- 申請には、以下の全ての書類が必要です。
- ① 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性 温存療法費用等助成事業申請書 (妊よう性温存療法分) 様式第 1-1 号
- ② 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性 温存療法費用等助成事業に係る証明書 (妊よう性温存療法実施医療機関) 様式第1-2号
- ③ 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性 温存療法費用等助成事業に係る証明書 (原疾患治療実施医療機関) 様式第1-3号
- ④ 申請時に秋田県内に住所を有していることが 確認できる住民票
 - ※ 個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの

VI. 申請期限

- 妊よう性温存療法に係る費用の支払日の属する 年度内に申請してください。
 - ※ 妊よう性温存療法実施後、期間を置かずに原疾患治療を 開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該 年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請する ことができます。事前にご相談ください。

申請に必要な様式は 秋田県公式サイト「美の国あきたネット」 からダウンロードすることができます。



手続きの流れ

証明書(様式第1-2号)を発行

妊よう性温存療法 実 施 医 療 機 関 連携

証明書(様式第1-3号)を発行

がん等の原疾患治療実施医療機関

④妊よう性温存療法に 伴う影響について 評価、治療及び研究 事業について説明⑥妊よう性温存療法

③⑤同意

① 受 診

②妊よう性温存療法に伴 う影響について評価、 妊よう性温存療法実施 医療機関の紹介

⑦がん等の原疾患の治療

助成対象者(妊よう性温存療法を受けた方)

⑧助成事業の申請⑩請求書の提出

⑨助成決定

⑪助成金の支給



秋 田 県 (健康づくり推進課)



*** よくあるご質問と回答 ***

- Q. 体調不良などにより、妊よう性温存療法を中止した場合は助成の 対象となりますか?
- A. 実施の意思決定が行われ、排卵誘発剤等の投与が行われた後に、 体調不良等の理由でその後の妊よう性温存療法を中止した場合等 においては、助成の対象となります。
- Q. 胚(受精卵)凍結の場合は、事実婚であっても対象となりますか?
- A. 対象となります。

Ⅲ. 助成対象となる費用

- 助成対象となる費用は、<u>温存後生殖補助医療に</u>要した医療保険適用外費用です。
 - ※ 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の 治療に直接関係のない費用や、主たる治療を医療保険 適用で実施している場合における先進医療等における 自己負担部分は対象外です。
- <u>令和4年4月1日以降に実施した温存後生殖補助</u> 医療に要する費用が助成の対象となります。
- ※ 他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の 対象外です。

IV. 助成対象治療及び助成上限額

対象となる治療 1回あたりの 助成上限額 凍結した胚(受精卵)を用いた 生殖補助医療 10万円 凍結した未受精卵子を用いた 生殖補助医療 25万円 生殖補助医療 ※1 凍結した卵巣組織再移植後の 生殖補助医療 30万円 生殖補助医療 ※1~4

- ※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は 10 万円
- ※2 人工授精を実施する場合は1万円

凍結した精子を用いた

牛殖補助医療

- ※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られない ため中止した場合は10万円
- ※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵 準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外
- ※ 助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日に おける妻の年齢が 40 歳未満の場合は 1 子ごとに通算 6 回(40歳~42歳の場合は1子ごとに通算3回)までです。

申請先

<持参の場合>

受付窓口:秋田県健康福祉部健康づくり推進課

がん・生活習慣病対策班(県庁2階)

受付時間:8時30分~17時15分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

<郵送の場合>

宛先:〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策班

- ※ 特定記録や簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。(郵送料は申請者がご負担ください。)
- ※ 申請に関することで連絡する場合がありますので、 必ず申請書に電話番号をご記入ください。

問合せ先

30万円

×1~4

<**助成金の申請手続きに関する問合せ**> 秋田県健康福祉部健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策班

電話:018-860-1428(直通)

時間:8時30分~17時15分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

<温存後生殖補助医療に関する問合せ>

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター・がん相談支援センター

電話:018-884-6277(直通)

時間:8時30分~17時00分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

将来、子どもを産み育てることを望む がん等の患者さんとそのご家族へ

『秋田県小児・AYA世代のがん患者等の 妊よう性温存療法費用等助成事業』

(温存後生殖補助医療分)のご案内

秋田県では、

将来子どもを出産することができる 可能性を温存するための妊よう性温存療法や 温存後生殖補助医療に要する 費用の一部を助成することにより、 将来に希望を持って治療に取り組んで いただけるよう支援しています。





I. 温存後生殖補助医療について

妊よう性: 妊娠するための機能、妊娠する能力

- 抗がん剤や放射線治療に伴い妊よう性に影響が及ぶ前に、妊よう性温存療法(胚(受精卵)凍結、未受精卵子凍結、卵巣組織凍結、精子凍結)により、将来、妊娠する可能性を残すことができます。
- 本事業では、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療(体外受精、顕微授精)等を「温存後生殖補助医療」と呼んでいます。

Ⅱ. 助成の対象になる方

- 以下の要件を全て満たす方が対象になります。
- ① 申請時に秋田県内に住所を有している方
- ② 夫婦のいずれかが妊よう性温存療法に係る助成の対象となる治療を受けた後に、本助成の対象となる治療を受けた場合であって、当該治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
- ③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ④ 温存後生殖補助医療指定医療機関*1の生殖 医療を専門とする医師及び原疾患担当医師に より、温存後生殖補助医療に伴う影響について 評価を行い、生命予後に与える影響が許容され ると認められる方
- ⑤ 温存後生殖補助医療指定医療機関から、温存後生殖補助医療を受けること及び国実施要綱*2に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受けた上で、本事業に参加することについて同意した方
- ⑥ 婚姻関係が確認できる方*3
- *1「秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業実施要綱」 に基づき指定を受けている医療機関
- *2 令和4年3月23日付け健発0323第4号厚生労働省健康局長通知別紙「小児・AYA世代のがん患者等の好孕性温存療法研究促進事業事施要網」
- *3 事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、 出生した子について認知を行う意向がある方

V. 申請に必要な書類

- 申請には、以下の全ての書類が必要です。
- ① 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性 温存療法費用等助成事業申請書 (温存後生殖補助医療分) 様式第 2-1 号
- ② 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性 温存療法費用等助成事業に係る証明書(温存後 生殖補助医療実施医療機関) 様式第2-2号
- ③ 申請時に秋田県内に住所を有していることが確認できる住民票
 - ※ 個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの
- ④ 婚姻関係を確認する書類 法律婚の場合: 戸籍謄本

※住民票で婚姻関係が確認できる場合は、 2回目以降省略可

事実婚の場合:両人に関する以下の書類(毎回必要)

(ア)戸籍謄本

(イ)住民票

(ウ)事実婚関係に関する申立書

様式第2-3号

VI. 申請期限

- 温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内に申請してください。
- ※やむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができます。事前にご相談ください。

申請に必要な様式は

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」 からダウンロードすることができます。



手続きの流れ

証明書(様式第2-2号)を発行

温存後生殖補助医療 実施医療機関

②温存後生殖補助医療 に伴う影響について 評価、治療及び研究 事業について説明 ④温存後生殖補助医療



①受診

③ 同意

助成対象者

(温存後生殖補助医療を受けたご夫婦)

⑤助成事業の申請 ⑦請求書の提出



⑥助成決定

⑧助成金の支給



秋 田 県 (健康づくり推進課)



*** よくあるご質問と回答 ***

- Q. 代理母による温存後生殖補助医療は助成の対象となりますか?
- A. 対象となりません。このほか、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるものや、いわゆる借り腹も助成対象外です。
- Q. 助成を受けた後出産し、再度助成申請を行う場合、助成回数は累積されますか?
- A. 出産した場合は住民票及び戸籍謄本、妊娠 12 週目以降に死産 に至った場合は死産届の写し等を申請書類に合わせてご提出いた だき、それらの事実が確認された場合は、これまで受けた助成回数 がリセットできます。

令和4年度がん患者等の妊よう性温存支援講習会 概要

1 目 的

将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊よう性温存療法及び妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等(温存後生殖補助医療)について正確な情報を提供するとともに、必要に応じて専門機関に紹介できる相談体制を整備する必要がある。

医療従事者、相談員及び行政職員等が妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療について理解を深めることで、これらを希望する県民への適切な医療及び支援につながるよう、関係機関の連携を強化する一助とすることを目的に講習会を開催する。

- 2 日 時 令和4年10月6日(木)16:00~17:00
- 3 方 法 オンライン開催 (zoom)
- 4 内容
 - (1)「妊よう性温存療法及び生殖補助医療について」

講 師:秋田大学大学院医学系研究科 医学専攻機能展開医学系 産婦人科学講座 准教授 熊澤 由紀代 先生

- (2)「秋田県小児・AYA 世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業について」 秋田県健康福祉部健康づくり推進課
- 5 対象
 - (1) 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者
 - (2) 相談支援センターの相談員
 - (3) 市町村、県保健所の職員 等
- 6 参加者 26名(医療機関20名、行政6名)